

# 後期高齢者医療制度

4月から75歳以上の高齢者を対象とした『後期高齢者医療制度』が始まります。

現在、75歳（一定の障害の状態にある方は65歳）以上の方は、国民健康保険または被用者保険（政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険など）に加入しながら「老人保健制度」により医療を受けていますが、4月1日からは、新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」の被保険者として医療を受けることになります。

## 被保険者等について

### ○被保険者について

山口県内にお住まいの方で、次の①または②に該当するすべての方が被保険者となります。（生活保護を受けている世帯に属する方は除かれます。）

① 75歳以上の方（平成20年4月1日以降に75歳になる方は、誕生日から資格取得）

② 65歳から74歳までの、一定の障害の状態にあることにつき制度の運営主体である山口県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）

※現在、「老人保健制度」において、一定の障害の状態にあることにつき市町から認定を受けている方は、4月以降もそのまま「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。ただし、こ

の制度に加入されない場合は、市町の老人保健制度の担当窓口で障害認定の申請を撤回する届け出が必要になります。【障害認定撤回に係る比較表参照】

○被保険者証について  
被保険者となる方一人ひとりに「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。4月以降に医療を受けられる場合は、必ず病院などの窓口で提示してください。

## 保険料について

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

※これまで保険料を負担していなかった被用者保険の被扶養者であった方も、保険料を納めていただくこととなります。【次ページ保険料の計算方法の（注）参照】

○保険料の種類について  
納めていただく保険料額は、

その方の所得に応じてご負担いただく「所得割額」①

と

被保険者の方に等しくご負担いただく

「被保険者均等割額」②

の合計額

となります。（ただし限度額50万円）

## 障害認定撤回に係る比較表

（注）

重度心身障害者医療費助成制度については現行老人保健制度の場合と同様、後期高齢者医療の受給資格を有していることが要件となると仮定して比較。

詳細については福祉医療担当課（福祉課）へお問い合わせください。

	障害認定	カク福適用	負担割合（一般）	入院限度額（課税・一般）	保険料（国保）	保険料（被用者保険被保険者）	保険料（被用者保険被扶養者）
65～69歳	認定	無	1割	44,400円	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料 ※1	後期高齢者医療保険料（ただし部分凍結※2）
		有	無料	無料			
	撤回した場合	無	3割	80,100円 + α	国保保険料	社会保険料	負担なし
70～74歳	認定	無	1割	44,400円	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料 ※1	後期高齢者医療保険料（ただし部分凍結※2）
		有	無料	無料			
	撤回した場合	無	1割※3	44,400円	国保保険料	社会保険料	負担なし

※1

社会保険被保険者本人が後期高齢者医療被保険者となった場合、扶養者も他保険（国保等）に移行し、保険料負担が生じる場合がある

※2

社会保険の被扶養者から後期高齢者医療被保険者となる者の保険料は、平成20年9月まで凍結され、平成20年10月～平成21年3月は9割軽減される

※3

平成21年3月まで1割、その後は2割